

# 令和5年度

## 東部エリア賑わい創出及び 体験型観光ツアー等造成支援補助金のご案内



LRT開業をきっかけに、市内LRT沿線において、地域を盛り上げてくれる方や農資源等の既存の地域資源を活用した体験型ツアー等を実施する方を応援します！！

募集期間	補助額（補助率：1／2）
令和5年6月14日 ～ 令和5年9月末 随時受付・交付 ※予算がなくなり次第終了	【賑わい創出支援】 上限額15万円 【体験型観光ツアー等造成支援】 上限額100万円

宇都宮市 経済部 観光交流課

## 1. 補助の目的

L R T開業をきっかけに、市内L R T沿線の賑わい創出や東部エリアにおける地域資源の掘り起こし・磨き上げを支援することで、本市の観光振興や観光誘客を促進する

## 2. 対象となる事業

### 【共通要件】

- ・ L R T開業日以降から令和6年3月末までに事業を実施し、実績報告を完了するものであること ※L R T開業日前からの事前周知は可
- ・ 新規事業又は既存事業を拡充するものであること
- ・ 補助回数は、1法人・団体につき1回のみとする
- ・ 申請事業について、HPやSNS、チラシ等で積極的な情報発信を行うこと
- ・ アンケートなどで、申請事業の評価や参加者の属性等を把握すること  
(② 体験型観光ツアー等造成支援のみ)
- ・ 「L R T開業祝福事業」の活用を検討すること (詳細はQ&A参照)

### 【補助メニューごとの要件】

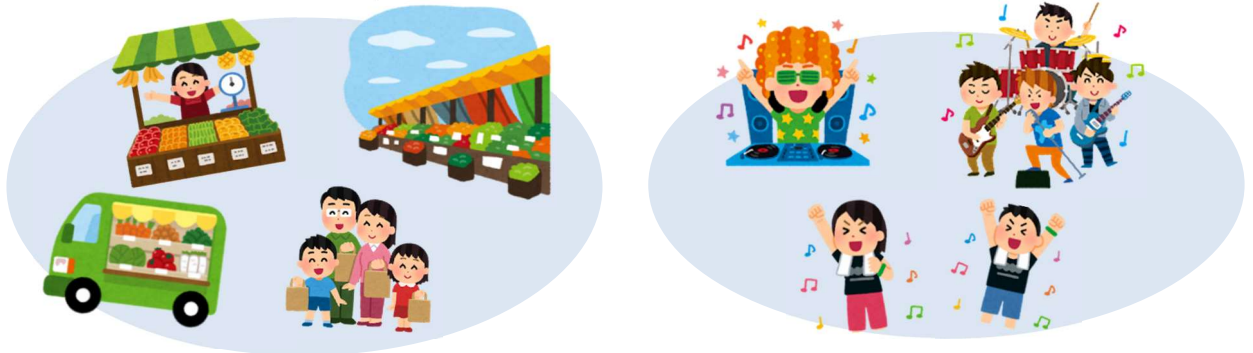
#### ① 賑わい創出支援

→L R T開業をきっかけに賑わいや新たな魅力創出に関する事業

※対象エリア：市内L R T停留場から徒歩圏内のエリア (概ね500m以内)

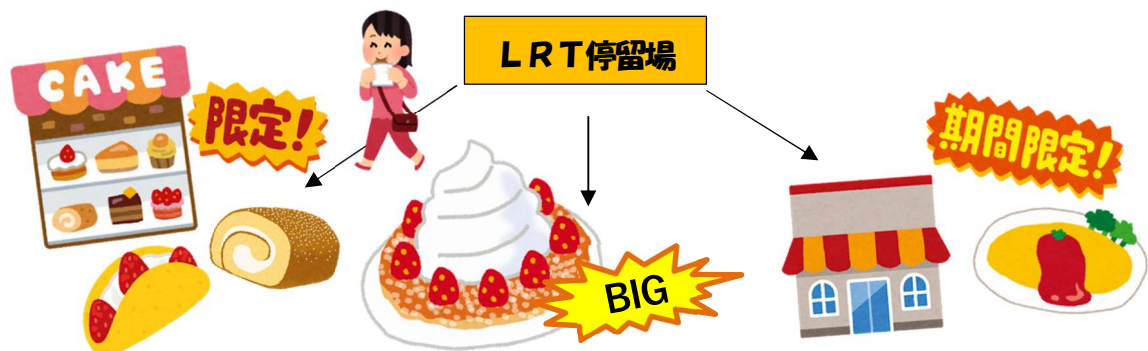
【補助対象事例】

例1) マルシェや朝採市、音楽祭などの賑わい創出につながるイベント



例2) 地域が連携した名物作り、L R T開業記念メニューの提供 等

- ・ 市内L R T沿線の名物として開発した特別セットや新メニューのP R  
⇒【対象経費】印刷製本費、広告料、委託料
- ・ 飲食物を提供するためのL R T型容器やL R T柄包装の作成やP R 等  
⇒【対象経費】消耗品費、印刷製本費、広告料、委託料、備品購入費  
※飲食物の食材費や試作開発にかかる経費は対象外



## ② 体験型観光ツアー等造成支援

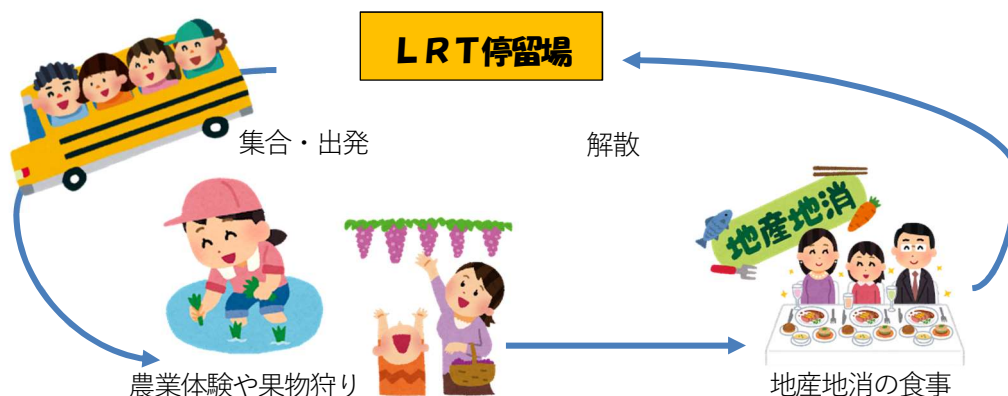
→市内L R T停留場を発着点とした、地域資源の掘り起こし・磨き上げにつながる体験プログラムやツアーなどの造成に関する事業で、次年度以降も継続が見込まれる事業

※停留場発着：①停留場から事業実施場所まで徒歩又は公共交通機関でアクセスが可能 又は  
②停留場がツアー等の発着となっており、事業実施場所までツアー会社や交通事業者などが手配したバスや自転車等で移動するもの

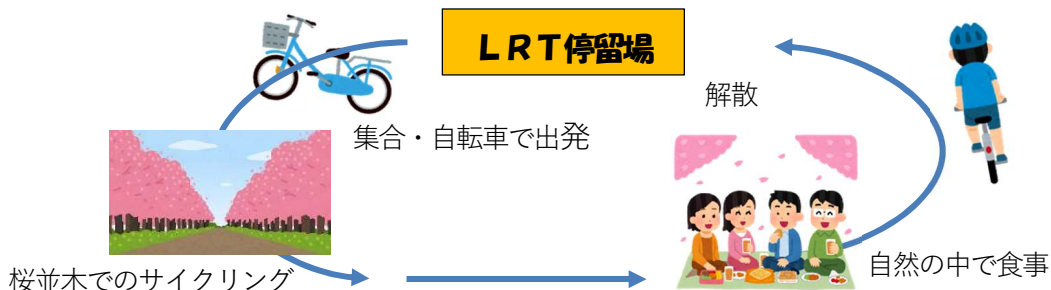
※市内L R T沿線地域でのツアー等の実施による賑わいの創出を目的としているため、「宇都宮駅東口停留場」を発着とする事業は対象外

### 【補助対象事例】

例1) 農家体験や収穫体験、地産地消の食事が楽しめるツアー



例2) 季節を楽しむサイクリングツアー



例3) 市内L R T沿線の飲食店をお得に巡るパスポート事業 等



### ▲対象とならない事業

- (1)宗教、政治、選挙活動が含まれる事業、公共の福祉に反する事業
- (2)行政庁等の許可・認可等が必要な場合に、当該許可・認可等を受けられないこと見込めない事業
- (3)当該年度において、国・県・市などの補助金等の交付を受ける事業
- (4)その他市長が適当でないと認める事業

### 3. 補助対象者

市内に事業所を有する企業、地域団体、個人事業主等 ※詳細は要綱を確認

### 4. 補助金額 ※①と②の併用不可 ※千円未満の端数は、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする

#### ① 賑わい創出支援

【上限額】 15万円

【補助率】 補助対象経費の2分の1以内

#### ② 体験型観光ツアー等造成支援

【上限額】 100万円

【補助率】 補助対象経費の2分の1以内

### 5. 審査方法

#### ① 賑わい創出支援

→交付申請書や事業計画書による書面審査

#### ② 体験型観光ツアー等造成支援

→交付申請書や事業計画書による審査委員審査

下記に掲げる項目ごとに審査を行います。

なお、審査の際に申請者に対して申請内容を確認する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

項目	審査の視点
(1)具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none"><li>・内容、スケジュールなどに具体性があり、実現可能性の高い事業か</li><li>・市内L R T停留場発着又は公共交通機関を利用してアクセス可能か</li><li>・安全性が十分に考慮された事業か</li></ul>
(2)継続性	<ul style="list-style-type: none"><li>・継続性や発展性が期待できる事業か</li><li>・経済的な自立（次年度以降、補助金等の支援なく、事業を実施することが可能か）に向けた工夫が施された事業か</li></ul>
(3)地域特性	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内L R T沿線特有の地域資源等を活用しているか</li><li>・地域資源の掘り起こし・磨き上げにつながる事業か</li></ul>
(4)妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>・費用対効果が十分に期待され、収支予算が適切か</li></ul>

## 6. 補助対象経費

下記の経費を補助対象経費とする

補助対象経費	内 訳
報償費	事業を行うために必要な専門家等（専門家や講師）に対する謝金
需用費	消耗品費，印刷製本費
役務費	通信運搬費，広告料，手数料
委託料	事務，事業等に直接実施するよりは，他者に委託して実施する方が効率的なものについて，委託するための必要な経費
使用料及び賃借料	自動車借上料，会場借上料，O A 機器借上料，その他の機材等の借上料
備品購入費	主として事業の執行に要する備品の購入に要する経費，衛生用備品の購入に要する経費 ※対象不可事例：タブレットやパソコン等の本事業以外でも使用することが想定される汎用性の高い備品
その他	その他市長が必要と認める経費

### ▲対象とならない経費

- (1) 事業の目的と無関係な経費
- (2) 経常的な団体運営に係る経費
- (3) 飲食物の食材費
- (4) 試作開発にかかる経費
- (5) 施設整備・修繕費
- (6) 人件費
- (7) 割引額に相当する売り上げへの補填
- (8) 領収書がない等，使途が不明な経費
- (9) その他市長が適切でないと認めたもの

## 7. 事業の流れ

### ① 交付申請 ※事業実施前に申請してください。

- ・ 補助金等交付申請書
- ・ 交付を受けようとする事業の事業計画書
- ・ 交付を受けようとする事業の収支予算書
- ・ 交付を受けようとする事業に係る経費の見積書
- ・ 事業を実施する際に賃貸借契約が必要な場合は、賃貸契約書の写し
- ・ 法人の場合はその法人の登記事項証明書
- ・ 申請者の市税完納証明書

※補助金の活用を希望する場合は、必ず事前にご連絡のうえ提出してください。

### 審査（書類審査 又は 審査委員会による審査）

### ② 補助金交付決定 ※交付決定通知書を送付します。

### ③ 補助金交付

- ・ 交付請求書
- ・ 補助金交付決定通知書の写し
- ・ 口座振込依頼書及び振込先通帳の写し

### ④ 事業実施

- ※ 交付決定された内容に従い、事業を実施してください。
- ※ 事業内容を変更したいときは、予め「変更等申請書」の提出が必要です。
- ※ 変更内容によっては補助金を交付できない場合もあるため、必ず事前にご相談ください。

### ⑤ 実績報告

- ・ 実績報告書
- ・ 事業報告書
- ・ 事業収支決算書
- ・ 精算書
- ・ 当該補助対象事業の経費に係る領収書の写し
- ・ 実施状況が確認できる案内チラシや写真等
- ・ アンケート等調査結果の写し等 ※②体験型観光ツアー等造成支援のみ

### ⑥ 交付額の確定 ※交付確定通知書を送付します。

### ⑦ 補助金の精算

## 8. 申請方法

- (1) 受付期間 令和5年6月14日から。※予算がなくなり次第終了します。  
※受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご相談のうえ提出してください。
- (2) 提出物 (様式は市のホームページに掲載)
- ①補助金等交付申請書 (様式第1号)
  - ②交付を受けようとする事業の事業計画書 (任意様式※参考様式あり)
  - ③交付を受けようとする事業の収支予算書 (任意様式※参考様式あり)
  - ④交付を受けようとする補助金等の算出の基礎 (見積書等)
  - ⑤登記事項証明書 ※申請者が法人の場合のみ
  - ⑥申請者の市税完納証明書
  - ⑦事業を実施する際に賃貸借契約が必要な場合は、賃貸契約書の写し及び借主の施工同意書の写し

## 9. 問い合わせ先

宇都宮市役所 経済部 観光交流課 観光企画グループ

受付時間：平日 8時30分～17時15分

〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5

TEL：028-632-2437 FAX：028-632-5420

Mail：kanko@city.utsunomiya.tochigi.jp

## 10. Q&A

### 1 対象事業について

Q. 対象事業にならないものはどんな事業ですか？

A. 以下の事業は対象としません

- ・ 市などから財政的支援を受けている又は、申請しているもの
- ・ 趣味的活動を目的とするもの
- ・ 物品等の購入・配布・設置を主たる目的とするもの
- ・ 公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの など

Q. 「新規事業又は既存事業を拡充するもの」とは、ゼロからスタートする事業・活動を指しますか？

A. 「新たな取組」とは、新規の事業・活動・イベントのほか、既存の活動などに更なる参加者が見込まれる「新たな企画」を加えるなど、活動等の内容をリニューアルするものも含めます。

Q. 補助回数は1回ですが、複数回異なるツアー事業を実施してもよいですか？

A. 問題ありません。

Q. 「L R T開業祝福事業」とは何ですか？

A. 芳賀・宇都宮L R T開業記念事業実行委員会が主催するL R T開業を盛り上げる取組で、イベントやキャンペーンの開催、記念商品販売のほか、店頭でのPR協力などが対象になります。

#### 【対象内容】

令和6年3月31日までに実施するイベント、キャンペーン、商品販売等

#### 【支援内容】

- ①名義「芳賀・宇都宮L R T開業記念」・ロゴの使用
- ②ウェブサイト・SNS等への掲載
- ③ポスター、のぼり、写真・イラスト等の素材提供など

#### 【参考URL】

<https://u-movenext.net/commemorative-opening/#supported-projects>

※ L R T開業記念メニュー（L R Tオムライス・L R Tケーキ等）の販売、L R Tグッズ（L R T柄包装紙やL R T容器等含む）の制作等については、L R T開業祝福事業の申込が必須になります。

◎ L R T開業祝福事業の詳しい内容については、芳賀・宇都宮L R T開業記念事業実行委員会にお問い合わせください。

#### 【問い合わせ先】

電話番号：028-678-8824 メールアドレス：[lightline-start@jeki.co.jp](mailto:lightline-start@jeki.co.jp)



## 2 対象経費について

Q. チラシやポスター、のぼり旗の作成は対象になりますか？

A. 対象になります。

Q. 複数店舗による地域の名物作りやLRT 開業記念メニューで使用するオリジナルの皿や包み紙は対象になりますか？

A. 対象になります。

※ ただし、作成した皿や包み紙については、写真等を添付して実績報告をするものとし、内容を確認した上で、適切でないと判断した場合には、対象外となることがあります。

Q. 備品の対象はどのようなものですか？

A. 申請する活動に直接必要な機材・備品で、新規であり、その備品がなければ活動・事業が成り立たないものとしします。

※ ただし、汎用性が極めて高いもの（パソコン、タブレット、コピー機等）は対象外です。

Q. 商品券やクーポン券作成は補助対象となりますか？

A. 商品券やクーポン券の印刷代は補助対象となりますが、当該券面額の補填額は補助対象となりません。

## 3 その他

Q. なぜ、体験型観光ツアー造成支援において宇都宮駅東口停留場が対象外となるのですか？

A. 宇都宮駅を最終的な目的地とするのではなく、LRT 各停留所付近にある観光資源を楽しんでもらうための補助金であるため

Q. 実績報告会などはありますか？

A. 実績報告会は、予定しておりません。

ただし、実績報告書の提出は必須となります。また、当該事業をホームページ等で紹介させていただく可能性があるため、事業に興味をもった団体等に、内容等を紹介させていただく場合があります。

Q. イベント等が天災により中止になった場合、補助金はどうなりますか？

A. 災害等で中止となった時点までに要した経費は補助の対象となります。

Q. 補助金額より多くの事業費がかかった場合の処理はどのようにすればよいですか？

A. 収支計画より多くの事業費がかかった場合においても、交付決定後の補助金額を増やすことはできません。自己資金での対応をお願いいたします。